

遠賀町教育委員会告示第 12 号

がんばれ学生おんがエール給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 27 日

遠賀町教育委員会教育長 中 尾 治 実

がんばれ学生おんがエール給付金事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）下における物価高騰などに直面し、苦しい状態に陥っている遠賀町出身の学生に対する給付金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに予備校とする。ただし、すべての学校区分において修業年限が 1 年以上の課程であること。また、予備校にあつては大学進学を目的とした進学予備校（大学進学課程であること。）に限る。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する者をいう。
- (3) 保護者 大学生等を扶養する者をいう。
- (4) 住民税非課税世帯等 令和 4 年 6 月 1 日時点で遠賀町の住民基本台帳に記録されている世帯全員の令和 4 年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されている世帯をいう。ただし、世帯員のいずれかが課税者に扶養されている場合や、住民税が課税となる所得があるのに未申告の者がいる場合は除く。

(給付の対象者)

第 3 条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者又は当該各号に準じる者として町長が認めた者とする。

- (1) 平成 4 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者
- (2) 申請時に大学等に在籍している者
- (3) 令和 4 年 6 月 1 日現在で、大学生等又は保護者が遠賀町の住民基本台帳に登録されている者
- (4) 社会人学生又は国家公務員でない者

- (5) 給付金受領後も新型コロナウイルス感染症への対策に努める者
(給付の要件)

第4条 給付金の額は、給付対象者1人につき次の各号に定める額とする。

- (1) 住民税非課税世帯等の世帯の大学生等 10万円
(2) 前号に規定する世帯以外の世帯の大学生等 5万円

2 給付金を受給できる回数は給付対象者一人につき1回とする。

3 給付金の給付は、給付対象者の名義の金融機関の口座に振り込むことにより行うこととする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、がんばれ学生おんがエール給付金給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に定める書類を付して、町長に給付申請を行うものとする。

- (1) 申請者が学生であることを確認することができる学生証又は在学証明書等の写し
(2) 振込先となる申請者の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるもの)
(3) 第4条第1項第1号に規定する給付金を受給する場合は、大学生等及び保護者世帯全員の令和4年度住民税の非課税証明書又は課税額証明書(均等割額が確認できるもの)
(4) その他町長が必要と認める書類

2 給付金の申請の期間は、令和4年8月1日から令和5年3月17日までの間とする。

(給付の決定)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、給付の可否を決定し、当該申請者に対し、がんばれ学生おんがエール給付金給付(不給付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(給付金の給付決定の取消し)

第7条 町長は、前条の規定により給付を決定した給付対象者が偽りその他不正な手段により給付金の給付決定を受けたときは、給付金の給付決定を取消することができる。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による給付金の給付決定を行った後、申請書の不備による振込み不能などがあり、町長が確認等に努めたにもかかわらず第5条第2項の期間中に申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは当該申請が取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第9条 町長は、給付金を受給した者が偽りその他不正な手段により給付金を受給したときは、給付金の返還を命じるものとする。

2 町長は、第4条第1項第1号に規定する給付金を受給した大学生等又はその世帯員が、修正申告などにより令和4年度住民税が課税となった場合は、第4条第1項第2号の適用に変更するとともに、差額5万円の返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月27日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。